

令和6年度採用予定  
会津若松市会計年度任用職員（専門員）  
医療的ケア児等コーディネーター  
選考試験受験案内

この選考で募集する会計年度任用職員とは、地方公務員法に基づき採用される一会計年度（4月1日から3月31日まで）の範囲内の任期で任用される職員です。

勤務成績が良好な場合に限り、令和7年4月1日以降において、再度任用する場合があります。ただし、この場合の再度の任用は4回が限度となります。また、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職そのものが廃止になるときは、再度の任用はありません。

## 1 申込受付期間：随時

※ 受付は8時30分から17時15分まで行います。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

### 【選考について】

- ・ 応募があった場合は、その都度選考を行います。
- ・ 面接日はご希望を確認の上、設定します。
- ・ 選考の結果、採用が決定した場合は、その時点で募集を終了します。

## 2 募集職種、採用予定人数、職務内容、任期

### (1) 募集職種、採用予定人数、職務内容

募集職種	採用予定人数	職務内容
医療的ケア児等 コーディネーター	1名	<p>会津若松市医療的ケア児等コーディネーター設置要綱及び会津若松市医療的ケア児等コーディネーター設置要綱事務取扱要領に基づき、医療的ケア児等及びその家族への相談支援及び関係機関との支援に関する総合調整並びに障がい児に対する支援等に関する専門的技術を必要とする業務を行う。</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・医療的ケア児等の把握及び情報管理業務 (例) 関係機関への医療的ケア児等の照会</li><li>・医療的ケア児及びその家族と保健、医療、福祉等の関係機関との総合的な総合調整業務 (例) NICUからの退院等、関係機関からの地域における支援体制構築</li><li>・障がい児及びその家族の支援に関する業務 (例) 障がい児福祉に関する相談支援、障がい児通所支援の新規利用時の調査</li></ul>

### (2) 任期

採用の日から令和7年3月31日まで

※採用日の目安として採用の決定から1か月後程度を予定していますが、ご希望に沿い適宜対応いたします。

## 3 受験資格

次の(1)から(3)までのすべての要件を満たす者

### (1) 次のいずれかに該当する者

ア 日本国籍を有する者

イ 出入国管理及び難民認定法別表第2に掲げる在留資格をもって在留する者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法に定められている特別永住者

### (2) 次のいずれにも該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 会津若松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 以下の受験資格に該当する者

次のいずれかに該当し、パソコンでワード・エクセル等のソフトにより文書、資料等を作成でき、かつ普通自動車運転免許を有する方（ペーパードライバーは不可）

ア 保健師

イ 看護師

ウ 相談支援専門員（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条第1項または障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項に規定する相談支援専門員をいう。）

## 4 選考の方法及び内容等

種目	内容
作文試験	課題に対する知識や見解等の表現能力についての記述試験 ※ 申込時に提出していただきます。
経歴審査	医療的ケア児等コーディネーターとして必要な職務や経験等の有無についての審査 ※ 申込時に資格証等の写しを併せて提出していただきます。
面接試験	医療的ケア児等コーディネーターとして必要な専門的知識の有無、資質を総合的に評価する試験

## 5 選考期日、試験会場及び合格者発表

試験種目	期日・時間・場所	合格者発表
作文試験	事前提出	面接後、10日以内に郵送または電話で合否を通知します。
経歴審査	事前提出	
面接選考	随時 場所：会津若松市役所栄町第二庁舎内	

## 6 受験申込方法

### (1) 応募書類を持参する場合

ハローワークを通してご連絡の上、次の書類等に必要事項を記入し、会津若松市役所健康福祉部こども家庭課に提出してください。後日、面接日程等をお知らせします。

(ア) 受験申込書

(イ) 受験票

(ウ) 作文課題

(エ) 受験資格（3 受験資格の(3)に掲げるもの）を有することを証する書類の写し

※ 受験票を受領後、最近3ヶ月以内に撮影した本人の写真1枚（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm）を所定の場所に貼って、試験の当日必ず持参してください。受験票がない場合又は受験票に写真が貼っていない場合は受験できません。

## 7 合格者の採用

採用日の目安として、採用の決定から1か月後程度を予定していますが、ご希望に沿い、適宜対応いたします。

なお、受験資格を欠くことが明らかになった場合（欠格事項に該当することになった場合など）は、採用されません。

また、この募集は令和6年度の予算の成立を前提として行うものであり、成立した予算の内容によって、採用されない場合が有り得ることに予めご了承願います。

## 8 待遇等

### (1) 報酬

1月あたりに支給される目安額 179,025円～185,186円（予定）	人事院勧告等により改定が行われる場合があります。職務経験等を有する方は、その経験等によって報酬が左記の範囲内で増額調整される場合もあります。
諸手当等	通勤に係る費用弁償、時間外勤務に係る報酬、期末手当等がそれぞれ支給条件に応じて支給されます。

### (2) 勤務日数・勤務時間・休暇等

勤務を要する日	月15日勤務
勤務時間	午前8時30分～午後5時15分（休憩60分）
休日	土・日曜日、国民の祝日、年末年始及びこども家庭課長が指定する日
休暇	任用期間や勤務日数に応じて、年次有給休暇が付与されるほか、特別休暇が条件に応じて取得できます。
勤務場所	会津若松市役所栄町第二庁舎（こども家庭課）
福利厚生	条件に応じて健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償の適用があります。

### (3) 服務

服務	信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務等の地方公務員法の規定の適用を受けます。また、分限及び懲戒についても同様です。営利企業等への従事（兼業）については、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の観点から、制限する場合があります。
----	---

## 9 その他

- (1) この募集は令和6年度の予算の成立を前提として行うものであり、成立した予算の内容によって、内容の変更があり得ることにあらかじめご了承ください。
- (2) この選考で、医療的ケア児等コーディネーターに採用されても、会津若松市職員（任期の定めのない職）採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。
- (3) 本選考は、市民の方々の貴重な税金を使って実施します。選考に申し込まれた方は、必ず受験されるようお願いいたします。
- (4) 申込み時等に提出された書類は、一切返却いたしません。
- (5) その他、不明な点は会津若松市役所健康福祉部こども家庭課にお問い合わせください。

会津若松市役所健康福祉部こども家庭課支援グループ  
(栄町第二庁舎)

〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号

TEL 0242 ( 23 ) 4545

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>